

12 静岡市図書館条例

平成15年4月1日
条例第273号

(設置)

第1条 静岡市は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館	静岡市葵区大岩本町29番1号
静岡市立御幸町図書館	静岡市葵区御幸町3番地の21
静岡市立藁科図書館	静岡市葵区羽鳥本町5番9号
静岡市立西奈図書館	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号
静岡市立北部図書館	静岡市葵区与一六丁目17番10号
静岡市立南部図書館	静岡市駿河区南八幡町3番1号
静岡市立長田図書館	静岡市駿河区上川原13番1号
静岡市立清水中央図書館	静岡市清水区入江岡町15番23号
静岡市立清水興津図書館	静岡市清水区興津本町829番地
静岡市立蒲原図書館	静岡市清水区蒲原新田一丁目22番22号

2 静岡市立中央図書館に法第3条第5号に規定する分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館麻機分館	静岡市葵区有永421番地の1
静岡市立中央図書館美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号

(事業)

第3条 前条第1項及び第2項の表に掲げる図書館(以下「市立図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) 法第3条に掲げる事項に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要であると認める事項

(開館時間)

第4条 市立図書館の開館時間は、午前9時30分から午後7時(静岡市立御幸町図書館にあつては午後8時、静岡市立中央図書館麻機分館及び静岡市立中央図書館美和分館にあつては午後5時)までとする。ただし、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日は、午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 市立図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日	
静岡市立中央図書館 静岡市立南部図書館 静岡市立御幸町図書館 静岡市立清水中央図書館	(1) 図書整理日(毎月の第4水曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。) (2) 図書館資料点検期間(6月中の10日間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日	(1) 施設管理日(毎月の第2月曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。) (2) 国民の祝日の次の平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日以外の日)
静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立清水興津図書館 静岡市立蒲原図書館 静岡市立中央図書館麻機分館 静岡市立中央図書館美和分館	(3) 12月28日から翌年の1月5日までの日	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日

(入館等の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館若しくは利用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市立図書館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(静岡市立中央図書館等の施設の利用)

第7条 教育委員会は、特に必要があると認める場合は、静岡市立中央図書館、静岡市立南部図書館、静岡市立西奈図書館、静岡市立長田図書館、静岡市立北部図書館、静岡市立清水中央図書館及び静岡市立蒲原図書館の会議室その他の施設(以下「静岡市立中央図書館等の施設」という。)を利用させることができる。

- 2 静岡市立中央図書館等の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 静岡市立中央図書館等の施設の利用日数は、1日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを延長することができる。
- 4 教育委員会は、利用の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可等)

第8条 教育委員会は、第6条各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による許可をしないことができる。

2 教育委員会は、前条第2項の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 前条第4項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、静岡市立中央図書館等の施設の利用を終わったとき、又は第8条第2項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 市立図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、静岡市立北部図書館に関する規定は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市図書館条例(昭和44年静岡市条例第48号)又は清水市図書館条例(昭和39年清水市条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 第12条第2項の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日(以下この項から附則第5項までにおいて「編入日」という。)から編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間は、同項中「10人以内」とあるのは、「11人以内」とする。

4 第12条第3項本文の規定にかかわらず、編入日以後最初に任命される委員の任期は、編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間とする。

5 編入日の前日までに、編入前の蒲原町立図書館条例(平成2年蒲原町条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年12月24日条例第353号)

この条例は、公布の日から起算して180日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第12号で、教育委員会規則で定める日を平成16年6月13日とした。)

附 則(平成16年3月25日条例第56号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月6日条例第67号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第19号で、教育委員会規則で定める日を平成16年9月17日とした。)

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第162号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第243号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(静岡市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 静岡市図書館条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に2条を加える改正規定中「

静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、午後5時までとする。
----------------------------	--

」を「

静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館 静岡市立蒲原図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、午後5時までとする。
---	--

」に、「

静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日
静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日)までの日 (5) 図書館整理日(毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民

	<p>の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。)</p> <p>(6) 図書館資料点検期間(2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日</p>
--	--

」を「

<p>静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立蒲原図書館</p>		<p>(1) 月曜日 (2) 国民の祝日</p>
<p>静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館</p>	<p>(1) 月曜日 (2) 国民の祝日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日)までの日 (5) 図書館整理日(毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。) (6) 図書館資料点検期間(2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日</p>	

」に改める。

附則第3項中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第4項中「第10条第3項本文」を「第12条第3項本文」に改める。

附 則(平成18年3月24日条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月31日条例第89号)

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第39号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成20年教委規則第15号で、教育委員会規則で定める日を平成20年6月13日とした。)

附 則(平成21年3月13日条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成21年教委規則第17号で、教育委員会規則で定める日を平成21年9月5日とした。)

13 静岡市図書館条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日
教育委員会規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡市図書館条例(平成 15 年静岡市条例第 273 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館内利用)

第 2 条 図書館資料を図書館内において利用する者(以下「館内利用者」という。)は、所定の場所においてこれを利用しなければならない。

- 2 貴重図書その他館長が特に指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。
- 3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(館内利用者の遵守事項)

第 3 条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料、図書館の施設、備品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 図書館資料を利用する場所では、音読(所定の場所において音読する場合を除く。)、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上必要な館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第 4 条 図書館資料は、館外貸出しを行うことができる。ただし、第 6 条第 2 項に規定する団体貸出しを行う図書館資料は、図書及び紙芝居とする。

- 2 図書館資料のうち、次に掲げるものは、貸出しをしない。
 - (1) 汚損又は破損が著しいもの
 - (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
 - (3) 第 2 条第 2 項に規定する図書館資料(館長が特に認めた場合を除く。)
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不相当と認めたもの
- 3 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

(館外貸出しを受けることができる個人又は団体)

第 5 条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる個人は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に通勤し、又は通学する者(前号に掲げる者を除く。)
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認める者
- 2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、市内に住所を有する学校その他公共施設、社会教育関係団体その他の団体とする。

(図書館カードの交付)

第6条 図書館資料の個人への貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けようとする者は、図書館カード交付申込書(様式第1号)に、本人であることを証明する書類を提示して館長に提出し、図書館カード(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の団体への貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けようとする団体の責任者は、団体用図書館カード交付申込書(様式第3号)に、申請者本人であることを証明する書類を館長に提示し、図書館カードの交付を受けなければならない。

(紛失等の届出等)

第7条 図書館カードの交付を受けた者又は団体の責任者は、図書館カードを紛失し、若しくは損傷したとき、又は前条の申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、図書館カードの再交付をすることができる。

3 図書館カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。

(図書館カードの返却)

第8条 図書館カードの交付を受けた者又は団体の責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を館長に届け出て、図書館カードを返却しなければならない。

(1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 館外貸出しを受ける必要がなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第9条 図書館カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(貸出しの手続)

第10条 館外貸出しを受けるときは、図書館カードを提示しなければならない。

(団体貸出しに係る利用状況の報告)

第11条 図書館カードの交付を受けた団体の責任者は、毎年1回図書館カード現況届出書(様式第4号)及び団体貸出利用状況報告書(様式第5号)を4月末日までに館長に提出しなければならない。

(団体貸出に係る禁止事項)

第12条 団体貸出しを受けた団体は、貸出しを受けた図書館資料を営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。

(貸出点数及び期間)

第13条 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、個人貸出しにあつては1人につき静岡市立図書館各館の合計が図書及び紙芝居は8点以内、その他の資料は2点以内とし、団体貸出しにあつては1団体1回につき、当該団体の構成員数に5を乗じて得た冊数(その冊数が、300冊を超えるときは、300冊)以内とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 個人貸出しの期間は、貸出日の翌日から14日以内、団体貸出しについては、3月以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、これを別に指定することができる。

(貸出しの禁止)

第 14 条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

- (1) 当該資料を貸出期間内に返納しなかったとき。
- (2) 第 7 条、第 9 条、第 11 条又は第 12 条の規定に違反したとき。

(移動図書館)

第 15 条 市民の読書活動を推進するため、移動図書館を実施する。

- 2 移動図書館の実施内容、ステーション等については、静岡市立中央図書館長が別に定める。
- 3 第 4 条から第 10 条まで、第 13 条及び前条の規定(団体貸出しに係る規定は除く。)は、移動図書館の場合について準用する。

(図書館資料の複写)

第 16 条 図書館資料を図書館内において複写しようとする者は、図書館資料複写申込書(様式第 6 号)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申込みがあった場合において、当該図書館資料の複写が適当でないときは、当該申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料を複写したときは、当該申込者から実費を徴収する。

(寄贈資料の受入れ)

第 17 条 教育委員会は、図書館資料として所蔵することが適当と認めるときは、資料の寄贈を受けることができる。

- 2 前項の規定により図書館に資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書(様式第 7 号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、寄贈を受けるときは、資料寄贈受入書(様式第 8 号)を交付する。
- 4 教育委員会は、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する手続によらず、資料の寄贈を受けることができる。

(施設の利用手続)

第 18 条 条例第 7 条第 2 項の規定により、図書館の施設の利用許可を受けようとする者は、図書館施設使用許可申込書(様式第 9 号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、図書館施設使用許可書(様式第 10 号)を交付する。
- 3 図書館の施設の利用日数は、1 日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(図書館協議会)

第 19 条 静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 21 条 協議会の庶務は、静岡市立中央図書館において処理する。

(雑則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市図書館条例施行規則(昭和 59 年静岡市教育委員会規則第 12 号)又は清水市図書館条例施行規則(平成 7 年清水市教育委員会規則第 9 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町立図書館条例施行規則(平成 2 年蒲原町教育委員会規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 15 年 4 月 30 日教委規則第 60 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 1 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 16 年 6 月 13 日から施行する。

附 則(平成 16 年 8 月 2 日教委規則第 18 号)

この規則は、平成 16 年 9 月 17 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 15 日教委規則第 26 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 28 日教委規則第 15 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

14 静岡市立図書館資料収集方針

1 目的

静岡市立図書館は、図書館法、静岡市図書館条例に基づく公立図書館として、市民はもとより一般公衆の知る自由、学習の自由を保障し、学習権は人類にとって基本的な権利であるとの認識に立ち、この方針を定める。

2 基本方針

- (1) 収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」を基に、公正かつ自由に広い視野を持って資料の収集に努める。又この収集方針により収集した資料が、どのような思想、主張を持つものであっても、図書館及び図書館員がそれを支持することを意味するものではない。
- (2) あらゆる思想、宗教、党派にとらわれず、それぞれ公正かつ自由な立場に立って収集を行うこととし、それらの事由により特定の著作を排除することはしない。
- (3) ある個人、団体、組織からの圧力や、干渉によって、この方針に定める収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制はしない。
- (4) 多様な、対立する意見学説のあるものについては、それぞれの観点に立った資料を幅広く収集する。
- (5) 図書館員の個人的趣味や、関心事による偏った選択をしない。
- (6) 常に利用者の要求を把握し、選書に正しく反映させると共に、批判も積極的に受け止め対処していかなくてはならない。
- (7) 信頼出来る資料の収集に努め、常に利用者にとって適切かつ新鮮な蔵書構成となるよう留意しなければならない。
- (8) 今後の技術の進歩、社会の発展に対応出来るよう常に情報交換に努め、図書館資料として取り入れていく努力が必要である。
- (9) 利用者のリクエストが多い資料は、それに応じるため必要な数の複本を揃える。ただし、各館での不必要な重複を避けるため、複本数の目安を別途定めるものとする。なお、国立国会図書館ほか、他の図書館及び類縁機関との相互協力（相互貸借等）にも留意する。
- (10) 利用可能な期間や対象がごく一部に限られるような資料は避け、より多くの利用者が利用できる資料を収集する。
- (11) 一部の利用者による特定分野への集中的なリクエストが蔵書構成のバランス及び利用者全体に対する公平性を損なう恐れがないよう留意する。

3 収集方針

基本方針に基づき下記の項目に留意して資料の収集を行うものとする。

各分類別の選定基準については、別途定めるものとする。

(1) 参考資料

図書館サービス業務の基幹であるため、次の項目に留意して積極的に収集する。

ア 百科事典や専門辞典は、構成・配列・検索手段等使いやすさが考慮されていること。

イ 著者・編者が専門家によるもので、内容が正確であること。